入札保証金について

1. 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（税込）の１００分の５以上とします。入札保証金の額が見積もる契約金額の１００分の５未満となる場合は、無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書又は納入済みであることを証する書類を提出しなければなりません。

2. 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
（保険期間：令和8年12月18日から令和8年12月25日まで）

提出期限：令和8年12月18日午後3時までに浦添市上下水道部工務課に提出
（入札保証保険証券等の原本）

(2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。
（金融機関又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。）

提出期限：令和8年12月18日午後3時までに浦添市上下水道部工務課に提出
（契約保証の予約証書等の原本）

3. 現金で納付する場合

- 別添、（様式１）入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和8年11月27日午後3時までに浦添市上下水道部工務課に提出 ※納付書発行は、3日程度要します。
- 市の納付書を発行するので納期限内に納付書記載の納付場所において納付する。
- 入札保証金の納付を確認するため、納入通知書兼領収書の写しを、令和8年12月18日午後3時までに浦添市上下水道部工務課に提出

4. 入札保証金の還付等

- 入札保証金の免除に適用された提出書類の返却はありません。
- 現金で納付を行い落札しなかった場合は、（様式２）の入札保証金還付請求書を浦添市上下水道部工務課に提出

落札者の場合（契約締結後）

- 現金で納付を行い落札した者が、契約保証金に充当しない場合は、上記同様に入札保証金還付請求書を提出
ただし、契約保証金に相当する証書等を提出すること

- 請求書受理後、約２週間以内に指定された口座に振り込みます。

5. 入札保証金の帰属

落札者が正当な理由がなく市長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は浦添市に帰属するものとする

6. 入札保証金等には、利子を付さない

7. 上記以外については、浦添市契約規則による